

日本電気泳動学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本電気泳動学会(Japanese Electrophoresis Society)という。

第2条 本会は、電気泳動法などの物理化学的方法とその応用に関して、その進歩と普及を図るとともに、会員相互の学際的な幅広い交流を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・講演会などの学術的会合の開催
- (2) 学会誌その他の出版物の刊行
- (3) 学会賞の授与
- (4) その他、本会の目的達成に必要な諸事業

第3章 会員

第4条 本会は、正会員・学生会員・名誉会員・準会員より成る。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを行った個人、または団体とする。
- (2) 若手会員は、年度当初に満30歳に満たない個人の正会員とする。
- (3) 学生会員は、本会の趣旨に賛同し、大学またはこれに準ずる学校に在籍し、所定の手続きを行った個人とする。ただし大学院生も含む。
- (4) 名誉会員は、本会の主旨に沿う功績極めて顕著な者で、総会の決議により推薦された個人とする。
- (5) 準会員は、本会の目的に賛同して、展示会その他本会の事業を援助するため、所定の手続きを行った団体とする。

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて所定の申込書を提出するものとする。

第6条 退会しようとする者は、会長宛の書面を提出するものとする。

第7条 会員は、学会誌の配布を受ける。

2 個人会員は研究業績を学会誌および研究発表会に発表することができる。

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員からは、会費を徴収しない。

2 会費を滞納または会員として不都合な行為があるときは、理事会の決議により除名することができる。

3 既納の会費は返還しない。

第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名（内会長1名、副会長2名、常務理事若干名）
- (2) 評議員 約70名
- (3) 監事 2名

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 次期評議員および理事（会長の委嘱する2名までの理事を除く）の選任は、理事会・評議員会の議を経て総会でを行う。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・役員会の議長となる。ただし、会長は総会・役員会の議長を他に委嘱することができる。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第13条 理事は理事会を組織して会務を処理する。

第14条 常務理事は理事会の決定に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

2 常務理事は庶務、編集、会計その他の業務を分担する。

第 15 条 評議員は評議員会を組織して本会の運営上の重要事項について審議する。

第 16 条 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する。

2 監事は理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

第 17 条 総会は研究発表会と同時に開催し、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

2 次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 事業報告および収支決算報告

(2) 事業計画および収支予算

(3) 会費の金額

(4) 会則の変更

(5) その他理事会において必要と認めた事項

3 総会の議決は出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第 18 条 評議員会は必要に応じて会長が召集する。

2 評議員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

3 会長は、評議員の 4 分の 1 以上の申し出があった場合、会を招集しなければならない。

第 19 条 理事会は必要に応じて会長が召集する。

2 理事会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第 20 条 名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 会 計

第 21 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 23 条 監事は、毎年度の決算を監査し、総会に報告しなければならない。

第 7 章 支 部

第 24 条 本会は、必要に応じて支部を置く。

2 支部の研究発表会・講演会その他の事業は、各支部が適宜開催する。

[付則]

第 1 条 正会員の会費は、年額 8,000 円とする。ただし、若手会員は年額 4,000 円とする。

第 2 条 学生会員の会費は、年額 2,000 円とする。

第 3 条 準会員の会費は、年額 40,000 円とする。

第 4 条 本会の事務所を神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-17-71 麻布大学内に置く。

第 5 条 学会誌の編集・発行ならびに投稿規定は、別に定める。

第 6 条 学会賞の規程は、別に定める。

第 7 条 名誉会員推薦の規程は、別に定める。

第 8 条 役員選出の規程は、別に定める。

第 9 条 本会の会則は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 56 年 4 月 1 日改正

昭和 62 年 10 月 24 日改正

平成元年 11 月 9 日改正

平成 2 年 11 月 9 日改正

平成 3 年 10 月 31 日改正

平成 5 年 11 月 5 日改正

平成 10 年 9 月 25 日改正

平成 13 年 11 月 8 日改正

平成 16 年 11 月 12 日改正

平成 22 年 9 月 18 日改正

昭和 63 年 4 月 1 日施行

平成 2 年 4 月 1 日施行

平成 3 年 4 月 1 日施行

平成 4 年 4 月 1 日施行

平成 6 年 1 月 1 日施行

平成 11 年 4 月 1 日施行

平成 14 年 4 月 1 日施行

平成 17 年 1 月 1 日施行

平成 23 年 4 月 1 日施行